

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方、検討開始

—金融審議会・金融分科会合同会合

去る2月19日、金融庁は第52回金融審議会総会・第40回金融分科会合同会合（会長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。

サステナビリティ情報の開示・保証のあり方

金融担当大臣から、「サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるように、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うこと」との諮問があり、これを受けて、事務局から次の説明がされた。

有報へのサステナビリティ情報開示の開始や、現在開発中のSSBJ基準の適用に向けた企業の準備が行われるなか、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対し

する保証のあり方について議論が進んでいる。わが国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要との問題意識のもと、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（仮称）」を設置し、有識者による議論が開始される方向。

その他の議題

これまで金融審議会で審議されていた「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告」（32頁参照）、「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」についての説明があり、委員から了承された。

また、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（案）」が示され、議論がされた。

また、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（案）」が示され、議論がされた。

中間会計基準の比較情報等、検討

—ASBJ

去る2月5日、企業会計基準委員会は、第519回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。

中間財務諸表会計基準

前回親委員会（2024年3月1日号（No.1703）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等のコメント対応が審議された。

議論に先立ち、金融庁企画市場局企業開示課長より、適用初年度の比較情報について、今回の改正では、従来の四半期会計基準の処理をそのまま継続することが可能となっているため、前第2四半期累計期間と同一の会計処理を継続していれば、当該期間の情報を修正することなく比較情報として記載することが可能であり、金融庁は、比較情報を不要とする特例を財規等の附則で設ける予定がない旨の発言があった。

これを受けて、委員長から、この方針で会計基準を開発する

方針が示された。

続いて、事務局から次の事項に対する対応案が示された。

(1) 適用初年度の比較情報の取り扱い

適用初年度において開示対象期間の中間財務諸表等に中間会計基準を遡及適用する。

(2) 四半期と中間の会計方針の継続性

実質的には四半期会計基準等の会計処理および開示を引き継いでいるが、当中間会計期間から新たに中間会計基準に基づき中間財務諸表を作成することになるため、当期から中間財務諸表を作成すると捉え、会計方針の変更とは取り扱わない。

* 委員からは賛成意見が聞かれた。

パースナルスピノフの会計処理、検討大詰め

—ASBJ、企業結合専門委

去る2月14日、企業会計基準委員会は第113回企業結合専門委員会を開催した。

第112回（2024年2月20日号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「パースナルスピノフの会計処理」について審議された。

当期税金の計上区分の明確化を求めるコメント

自己株式等適用指針案10項（2-2）で定められた取引において当期税金の支払が生じる場合、当該税金を法人税等会計基準5項に従い損益に計上すべ

きか否か明確にする検討を求め、事務局は、前回事務局案から、より表現の明確化を行ったかた

ちで、「損益計算書において配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額及び当該差額に係る税金に関する会計処理を行い、この会計処理を踏まえて、株主資本等変動計算書において配当財産の価額をもって配当の会計処理を行う」とする修正案をあらためて示した。

専門委員からは異論は聞かれなかった。

また、同20日に開催した第520回親委員会でも、同テーマが審議された。事務局から、審議が一通り収斂してきたとして、次回以降の親委員会（次回（3月5日開催予定）もしくは次々回（3月18日開催予定）で公表議決を行いたい旨が示された。

会計

信用減損金融資産の取扱い、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る2月15日、企業会計基準委員会は、第212回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、第211回専門委員会（2024年2月20日号（No.1702）情報ダイジェスト参照）に引き続き、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）の検討の審議が行われた。今回は、実効金利法に関連する論点について審議された。

また、同20日に開催された第520回親委員会でも同テーマについて審議された。主な審議事項は以下のとおり。

信用減損金融資産に係る利息収益の認識

事務局から、ステップ4の「実務負担に配慮」する観点から、現行の金融商品会計基準を踏襲

て、次回以降の親委員会（次回（3月5日開催予定）もしくは次々回（3月18日開催予定）で公表議決を行いたい旨が示された。

し、信用減損金融資産に係る未収利息および対応する利息収益を不計上とするオプションを設ける等の案が示された。専門委員から賛成意見が多く聞かれた。

また、第520回親委員会でも賛成意見が聞かれ、「適用単位は企業単位が取引単位か」という質問に「企業単位を想定している」との回答があった。

購入または組成した信用減損金融資産（POCI）

POCIに関するステップ2における再提案およびステップ4における提案が示された。

ステップ2では、購入した信用減損金融資産と組成した信用減損金融資産について分析が行われた。事務局から、ステップ2ではPOCIに関するIFRS9号「金融商品」の定めをそ

会計・監査・開示
来し方行く末

上場企業に対する規制等②-4
金融商品取引法（開示規制）③

公認会計士

市川 育義

今回は、有価証券の発行市場における「発行開示」と有価証券の流通市場における「継続開示」について概要を説明したが、今回から具体的な開示内容をみていくこととする。

① 発行開示

・有価証券届出書

発行開示においては、「有価証券届出書」の提出により、対象有価証券に係る証券情報（募集の条件や手取金の使途等）や企業情報（企業の概況（ハイライト情報、沿革、事業の内容等）、事業の状況（経営方針、サステナビリティ、リスク、MD&A等）、設備の状況、提出会社の状況（大株主、配当政策、コーポレート・ガバナンス等）、経理の状況等（連結財務諸表、財務諸表等））などが開示されることとなる。

簡素化の措置としては、たとえば、組込方式（有価証券報告書の該当部分の写しをとり込む方式）や参照方式（有価証券報告書の該当部分を参照する方式）がある。

・目論見書

有価証券届出書は公衆縦覧（DINET）に供される間接的な開示書類（投資者が自らアクセスする）であるのに対し、目論見書は、有価証券の取得の勧誘行為に際して、投資者に直接交付することが義務づけられている開示書類である。目論見書における開示内容は、有価証券届出書の記載内容等に基づき、発行者に関する情報や有価証券に関する情報などが記載される。

② 継続開示

継続開示に関係する法定開示書類で最も有名なものは、わが国上場企業の年次報告書として位置づけられる有価証券報告書であるが、これ以外に開示制度上主な開示書類として、四半期報告書、臨時報告書、内部統制報告書がある。

・四半期報告書

四半期決算に対応した「四半期報告書」は、提出期限が決算日後45日以内とされ、「有価証

券報告書」のおよそ半分となっている。これは、開示内容の迅速性を重視するものであり、多くの投資家の要請にこたえるものである。迅速性が重視されているため、開示内容が簡素化されているのが特徴である。これに対し、年度決算に対応した「有価証券報告書」は、過去実績である決算情報の開示にとどまらず、来期以降の業績を左右する経営戦略やリスク情報、ガバナンス体制などの非財務情報も開示されるなど、非常に充実した内容となっている。

なお、2023年11月の金融商品取引法の改正により、上場企業に対する四半期報告書の提出義務（第1・第3・四半期）を廃止して、取引所規則に基づく四半期決算短信に本化するとともに、第2・四半期については第2・四半期報告書を半期報告書として提出することとされている。

現在、新制度に関する決算短信の取扱いや半期報告書に組み込まれる中間財務諸表に関する会計基準や期中レビュー基準について、急ピッチで審議が行われている状況である。改正法は2024年4月1日以後開始する四半期決算から適用される。

のまま取り入れるとする案が示された。

(2) ステップ4

ステップ4では、ステップ2と同様に基本的にIFRS9号の定めを取り入れつつ、「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、償却原価の償却方法について「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われる

こととなっている場合」に定額法を適用するオプションを設けるとする事務局案が示された。

*

専門委員からは「ステップ2で、現状では組成した信用減損金融資産は限定的だが、将来生じた場合の影響も踏まえて検討を」との意見が上がった。

また、第520回親委員会では、特段異論は聞かれなかった。

会計

S&L B取引の会計処理、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る2月13日、企業会計基準委員会は第143回リース会計専門委員会を開催した。

第142回(2024年2月20日号(No.1702))情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

セール・アンド・リースバック(S&L B)取引(基本となる会計処理・開示)

会計処理・開示

第136回(2023年11月20日号(No.1694))情報ダイジェスト参照)にて、米国基準

これに対して、どの案にも賛成意見が聞かれたため、追加的に審議する運びとなっていた。

事務局は、IFRS16号と同様の代替的な取扱いを認めることに関しては、①収益認識会計基準と整合しない、②会計方針に首尾一貫性がない、などのデメリットがあるほか、わが国においては、ごく例外的な場合を除きIFRS任意適用企業にのみ適用される例外的な会計処理の定めを置くことはしていないことから、再度案1を提案した。

専門委員からは賛意が聞かれた。

S&L B取引を金融取引として会計処理する場合の注記

公開草案では、S&L B取引を金融取引として会計処理する場合の注記に関して、特段の定めを設けていなかった。これに対して、「担保資産の注記が必要であるか明確化すべき」とのコメントが寄せられた。

事務局は、「資産の性質の違いを明らかにすることは有用だが、換金可能性に制限がある場合、資産の処分により得られる現金を債務返済に充当することはできないため、関連する債務を示す科目の名称および金額に関する情報の使用目的や有用性

は明らかでない」とし、次の事項について注記を求める案を示した。

- (1) S & L B取引において金融取引として会計処理している資産がある旨
- (2) 当該資産の科目および金額

専門委員からはおおむね賛意が聞かれたが、「債務の注記も記載することは財務諸表利用者にとっても有用では」との意見も聞かれた。

事務局は、「S & L B取引が金融取引である場合、モノ自体が手元になく、これを担保といえるのかどうか。これを担保の注記と同じように注記することで別の誤解を招くのでは」と回答した。

*

同20日に開催した第520回親委員会でも、同テーマが審議され、委員からは事務局案に賛意が聞かれた。

第520回親委員会での審議

第520回親委員会では、リース会計基準に関して、次のテーマについても審議が行われた。

- (1) 短期リース(定義)
IFRS16号「リース」との

整合性を図るため、用語の定義において「購入オプションを含んだリースは短期リースではない」ことを明示する案が示された。

委員からは、「比較可能性の観点から賛成」との意見が聞かれた。

- (2) 少額リースの簡便的な取扱い

300万円基準の適用単位が複数の契約の結合後のリース契約であるか明らかにすべきとのコメントに対して、「契約結合前で判断することを妨げない」とする事務局案が示された。

また、300万円基準の判定における借手のリース期間について、延長オプション等を考慮して見積るとする公開草案に対し、実務コストの観点から延長オプションまで含めて判断する必要があるか疑問との意見が聞かれていた。これを受けて、「原則として借手のリース期間で判定するが、契約期間で判定することも認める」事務局案が示された。

委員から、事務局案に特段の異論は聞かれなかった。

※ 案2・3ともに、S & L B取引に係る調整額を注記する。

- (案1) 代替的な取扱いを取り入れない
- (案2) 代替的な取扱いを会計方針としてIFRS任意適用企業にのみ認める
- (案3) 代替的な取扱いを会計方針として全企業に認める

会計

G M課税に係る法人税等は区分表示・注記が可能に

— A S B J、税効果会計専門委

去る2月21日、企業会計基準委員会は、第92回税効果会計専門委員会を開催した。

第91回専門委員会（2024年3月1日号（No.1703））情報ダイジェスト（参照）に引き続き、実務対応報告公開草案67号「グローバル・ミニマム課税

制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等のコメント対応について審議された。

また、同20日に開催された第520回親委員会でも同テーマについて審議された。

連結損益計算書における区分表示または注記

公開草案では、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム（G M）課税に係る法人税等をその他の法人税等と区分表示しないことを提案しているが、区分表示または注記を求める意見が聞かれていた。

これを受けて、情報の入手可能性、情報の有用性、国際的会計基準との比較可能性の観点から分析を行い、事務局から、「連

会計

S S B J基準、公表日以後終了する年度から適用可能に

— S S B J

去る2月19日、S S B Jは第31回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第30回（2024年3月1日号（No.1703））情報ダイジェスト（参照）に引き続き、I F R S S 1号、S 2号に相当する日本

基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

前回までにおいて意見が分かれているテーマの再審議

① 「ガイダンスの情報源」におけるS A S Bスタンダード等の取扱い

S A S Bスタンダードを義務づけるか否かで意見が分かれており、前回の審議で「義務づけない」と議決されたが、今回の審議では賛成多数で「義務づける」こととなった。

② 温室効果ガス排出量の表示単位

前回まで、温室効果ガス排出量の表示単位についてその数値は大きくなったときにどこまで丸めるかについて意見が分かっていた。そこで事務局は、次の

選択肢を示した。

- ・ 少なくとも桁数が大きいほうから開示しなければならぬ
- 桁数は、3桁か4桁か
- ・ 数値は整数のみか、小数を用いての表示も可か

投票の結果、「3桁は開示しなければならぬ。また、数値は小数を用いて表示することもできる」案が賛成多数となった。

③ 産業横断的指標等の取扱い

前回までの審議において意見がまとまらなかった、(a) 気候関連の移行リスク、(b) 気候関連の物理的リスク、(c) 気候関連の機会、について再度審議を行った。今回の審議では(a) (c) に関して、「S 2号を取り入れるものの、金額やパーセンテージもしくは規模に関する情報の少なくともいずれかを開示する」とする案が、投票の結果、賛成多数となった。

発効日

事務局は、日本版S 1基準・S 2基準における発効日について、次の事務局案を提示した。

て、次の事務局案を提示した。

- (1) 強制適用時期は定めぬ。
- (2) 確定基準公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することを認める。この場合、日本版S 1基準及び日本版S 2基準は同時に適用しなければならない。

委員からは「(2)について、2025年3月の最終化を目指しているなかで、直後の決算までに任意適用する企業はあまりないと思われるため、公表日以後開始する年次報告からの適用とすることにすれば」などの意見が聞かれた。

事務局は① I S S B基準との差異があまりないため、企業によつては対応でき得ること、② できる規定のため、早くから適用したいという企業にそれを禁止する理由がないことを回答した。

事務局は、この適用が開始できる時期について、意見が分かっているため、基準公表日以後、(案A) 終了する年度から適用できる、(案B) 開始する年度から適用できる、の2案について投票を行い、案Aが賛成多数で可決された。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年2月19日	内閣府令14号 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 他	金融庁	実務対応報告45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」等の公表を受け、所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240219/20240219.html	—
2024年2月21日	保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」等の改正(公開草案)	JICPA	企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について(公開草案)」を受けて、所要の実務指針等の改正・実務ガイダンスの制定を行うもの。 ・保証業務実務指針2400：コメント期限は3月21日 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240221fdw.html ・期中レビュー基準報告書実務ガイダンス：コメント期限は3月6日 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240221fiz.html	—
2024年2月21日	期中レビュー基準報告書実務ガイダンス「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A(実務ガイダンス)」(公開草案)			—

金融

米住宅市場の回復とFRBの金融政策への影響

全米住宅建設業者協会(NAHB)は2月15日、2月の住宅市場指数を発表した。

前月比4ポイント上昇し48ポイントだった。12月以来3カ月連続の上昇で8月以来の水準になつている。この指数は、新築一戸建て住宅市場に対する建設業者の信頼度を表わし、住宅建設業の見通しを知ることができ

る。数値が50以上であれば、多くの業者が市場状況を好調と、50未満では不調とみていることを示す。住宅ローン金利水準は、依然として6%代後半で推移しており、コロナ禍で3%未満だった頃に比べると高水準だ。

ただ、今後数カ月間で住宅ローンの金利が低下し続けるといふ期待、今年後半の米連邦準備制度理事会(FRB)による政策金利の引下げ見通し、および既存住宅の長期的な不足が、3カ月連続で建設業者のセンチメントを後押ししている。

逆に、こうした住宅市場で強気の指標が示されることは、FRBにとって利下げ開始時期を

証券

日経平均、史上最高値更新に期待

2月中旬、日経平均の足取りは文字どおり豹変した。7日は36、119円から上昇を続け、15日は38、000円台に乗り、16日はあの歴史的な高値38、915円にあと50円まで近づいた。この間で2、368円、約6%

の上昇と驚くべき上昇記録を達成した。2月第4週にはさすがにハイテク・半導体関連など先駆した銘柄が利益確定売りを浴び、株価は低下したが、バリューストといわれる成熟大企業が買われ、日経平均の下げはわずかにとどまった。上がる時は大幅、下がる時は小幅な株価指数の動き

を示している。また、この間、米株価は利下げ予想の後退による下落場面、日本の実質GDPが2四半期連続微減という発表などがあつたが、日経平均はさしたるダメージを受けなかった。

そこには海外投資家の日本企業に対する評価が昨年よりさらに一歩進んだという事情が働いているのではないかとその評価

の代表が半導体関連企業である。昨年来の日経平均上昇は半導体関連企業の突出的な株高によるところが大きかった。これまで日本の半導体産業は半導体そのものの製造競争では世界水準から周回遅れといわれてきた。

ところが、現在、高水準の半導体受託生産で世界トップシェアを誇る台湾のTSMCが熊本県に進出し、大規模工場を建設、まもなく生産を開始する。半導体関連の業界や熊本県は今、半導体ブームに沸いている。また、日本でも半導体企業の再編や高度な半導体の生産を目指す工場新設などが相次いでいる。こうした動きは半導体関連以外の日本産業、日本企業に対する海外投資家の評価を高めてきたといえよう。

1月後半から国内の個人も海外投資家に導かれるように株式の買越し姿勢を強めてきた。日経平均は、2月21日、38、262円で終わったが、史上最高値の更新も期待される。